

川崎市告示第159号

指定特定相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第4項の規定により、指定特定相談支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会福祉法人寿楽園	相談支援センター青鷺	神奈川県川崎市宮前区野川台3丁目7番1号	計画相談支援	令和6年4月30日	1435500648